

【関連資料集】

1. 開催要領・委員名簿	1
2. これまでの議論の経緯	3
3. 関係法令（抄）	4
4. 教育振興基本計画（抄）	7
5. 学校と地域の連携施策関連資料	10
6. 学校評価関連資料	33
7. 学校マネジメント関連資料	39
8. 東日本大震災復興関連資料	63

学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議の開催について

平成22年10月8日
初等中等教育局長決定
(平成23年3月23日一部改正)

1 趣旨

平成16年にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が法制化されて以降、その設置数は着実に増加するとともに、学校支援地域本部等との連携によって、保護者や地域住民の学校運営への参画と学校支援を一体とした取組が見られるなど、制度の一定の定着が見られる。

また、平成19年に学校評価が法制化され、実施義務の課されている自己評価だけでなく、実施が努力義務とされている学校関係者評価の取組も進み、さらに、第三者評価を実施する学校や地域も見られるなど、学校評価の取組は全体として定着してきている。

これらの取組により、学校・家庭・地域の連携による新しい学校づくりが進んでおり、政府の新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）においても、「民間人の活用を含めた地域での教育支援体制の強化等による教育の質の向上」に取り組むこととされている。

他方、①コミュニティ・スクールについては取組の地域差が大きいこと、②学校評価については実施に伴う負担感の軽減等が求められていること、③保護者や地域住民から学校に期待される役割の増大等により教職員の多忙感が増大していることなど、学校運営の改善においてさらに検討すべき課題が残されている。

このような状況を踏まえ、学校運営をより効果的・効率的なものとするとともに学校の自主性・自律性を高め、保護者や地域に開かれ、信頼される学校づくりを進めていくため、実効性のある学校運営の改善方策等について、外部の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。

2 調査研究事項

- (1) 学校・家庭・地域の連携促進に関すること
- (2) 学校評価の在り方に関すること
- (3) 教職員の勤務負担軽減に関すること
- (4) その他学校運営の改善に関すること

3 実施方法

- (1) 別紙の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。
- (2) 本協力者会議の下にワーキンググループを置くことができる。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができる。

4 実施期間

平成22年10月8日から平成24年3月31日までとする。

5 その他

この調査研究協力者会議に関する庶務は、生涯学習政策局政策課の協力を得て、初等中等教育局参事官付において処理する。

(別紙)

学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 委員

(五十音順 敬称略)

- | | |
|---------|----------------------------|
| ◎ 天竺 茂 | 千葉大学教育学部教授 |
| 奥村 高史 | 京都市PTA連絡協議会会長 |
| 貝ノ瀬 滋 | 東京都三鷹市教育長 |
| 勝方 信一 | 教育ジャーナリスト |
| 金子 郁容 | 慶應義塾大学政策・メディア研究科教授 |
| 木岡 一明 | 名城大学大学院大学・学校づくり研究科 研究科長・教授 |
| 小林 定夫 | 公益財団法人日本生産性本部 主席経営コンサルタント |
| ○ 小松 郁夫 | 玉川大学教職大学院教授 |
| 佐藤 晴雄 | 日本大学文理学部教授 |
| 竹原 和泉 | 横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長 |
| 松尾 隆 | 株式会社旭リサーチセンター常務取締役 |

◎ : 座長 ○ : 副座長

これまでの議論の経緯

第1回（平成22年10月18日）

主な内容：自由討議

第2回（平成22年11月2日）

主な内容：有識者ヒアリング

宮治一幸氏（滋賀県湖南市立岩根小学校長）

日渡 円氏（宮崎県五ヶ瀬町教育長（当時））

第3回（平成22年11月8日）

主な内容：有識者ヒアリング

佐野敬祥氏（静岡県富士宮市教育長）

藤原和博氏（大阪府特別顧問）

若江真紀氏（全国「よのなか」科ネットワーク事務局長）

第4回（平成22年12月3日）

主な内容：「新しい公共」型学校の創造について①

第5回（平成23年1月18日）

主な内容：「新しい公共」型学校の創造について②

第6回（平成23年3月4日）

主な内容：地域と連携した学校運営について

第7回（平成23年5月20日）

主な内容：これまでの議論のまとめについて
今後の推進方策について

第8回（平成23年6月7日）

主な内容：議論のまとめ（素案）について

第9回（平成23年6月24日）

主な内容：議論のまとめ（案）について

＜関係法令＞

教育基本法（抄）

（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

○コミュニティ・スクール関連法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

○学校評価関連法令

学校教育法（抄）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に、それぞれ準用する。

学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に、それぞれ準用する。

○学校評議員関連法令

学校教育法施行規則（抄）

第四十九条 小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。

※これらの規定は、幼稚園、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に、それぞれ準用する。

学校と家庭・地域との連携（制度）

平成12年4月 学校評議委員制度導入

- ①「我が国の地方教育行政の今後の在り方について」（平成10年中教審答申）を踏まえ、学校教育法施行規則を改正。
- ②校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることのできる学校評議員を設置し、我が国で初めて地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度化。
- ③平成21年3月時点で、86.5%の公立学校で設置。

平成16年9月 学校運営協議会制度導入

- ①「今後の学校の管理運営の在り方について」（平成16年中教審答申）等を踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正。
- ②各教育委員会の判断により、地域の住民や保護者等が一定の権限を持って学校運営に参画する合議制の機関として学校運営協議会を設置することを可能とした。
- ③平成23年4月時点で、789校が指定。

平成19年12月 学校評価の実施等に係る総合的な根拠規定の整備

- ①「新しい時代の義務教育を創造する」（平成17年中教審答申）等を踏まえ、学校教育法及び同施行規則を改正。
- ②学校評価の実施・公表に関し、自己評価については義務、学校関係者評価については努力義務として位置づけるとともに、評価結果の設置者への報告に関する規定を整備。
- ③平成20年度に99.1%の公立学校で自己評価を実施、81.0%の公立学校で学校関係者評価を実施。

教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）（抄）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

（3）基本的方向ごとの施策

基本的方向1 社会全体で教育の向上に取り組む

① 学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる

改正教育基本法第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）の規定を踏まえ、「連携・協力」を掛け声に終わらず、それぞれの役割と責任を自覚した上で、だれもが参加できる具体的な仕組みを持つものとして社会に定着させることを目指す。このため、学校・家庭・地域の連携協力のための様々な具体的な仕組みを構築するとともに、社会全体の教育力向上に取り組む。

【施策】

◇ 地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の推進

学校と地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で学校を支え、子どもたちを健やかにはぐくむことを目指し、「学校支援地域本部」をはじめ、地域住民のボランティア活動等による積極的な学校支援の取組を促す。こうした取組の成果をすべての市町村に周知し、共有すること等を通じ、広く全国の中学校区で地域が学校を支援する仕組みづくりが実施されるよう促す。あわせて、民間団体を活用し、学校と地域住民や民間団体をつなぐコーディネーター育成の取組を促す。

◇ 家庭・地域と一体になった学校の活性化

保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画し、地域に開かれた信頼される学校づくりを進めるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の設置促進に取り組む。公立学校の学校選択制について、資源配分の在り方と、これによる学校改善方策に関するモデル事業を希望する教育委員会で実施することを含め、地域の実情に応じた取組を促す。また、学校の適正配置は、それぞれの地域が実情に応じて判断することが基本であるが、国は望ましい学校規模等について検討し、学校の適正配置を進め、教育効果を高める。

◇ 放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域住民の参画を得て、学習活動や様々な体験・交流活動等の場や適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る「放課後子どもプラン」などの取組を、関係府省が連携して、広く全国の小学校区で実施されるよう促す。

基本的方向 2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

③ 教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる

教員は、子どもたちの心身の発達にかかわり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、その資質・能力を絶えず向上させるため、適切な処遇や教員の養成・研修の充実、厳格な人事管理を促す必要がある。

教員が、授業等により一人一人の子どもに向き合う環境をつくるため、教職員配置の適正化や外部人材の活用、教育現場のICT化、事務の外部化等に総合的に取り組む。

【施策】

◇ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり

教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、教職員配置の適正化を行うとともに、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動の外部指導者等の学校の専門的・支援的スタッフや退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。その際、教員に広く一般社会から教育に熱意と能力・適性を備えた人材の導入の促進を目指し、社会人採用のための特別免許状制度等の活用等を促す。また、学校と地域との連携体制を構築し、地域住民が事務等について学校を支援する「学校支援地域本部」などの取組を促す。あわせて、調査の見直し、教育現場のICT化、事務の簡素化・外部化、**学校事務の共同実施などに取り組む。**

④ 教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する

改正教育基本法第16条第1項において、教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならないことが明確化された。各地方公共団体における教育行政については、この趣旨にのっとり、合議制の執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が、自らの責任を十分に果たし、住民の期待に応えつつ、公正かつ適正に行われることが必要である。

このため、地方の自主性や自立性を尊重し、適切な役割分担を踏まえつつ、教育委員会の機能の強化と、学校の組織運営体制の確立に向けた積極的な取組を促す。

【施策】

◇ 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善

教育活動等の成果の検証とその客観性・透明性の確保を通じて学校運営の改善と発展を目指すとともに、適切に説明責任を果たし、保護者・地域住民等との連携協力の促進を図るため、学校評価システムの充実に向けて取り組む。具体的には、教職員による自己評価をすべての学校において実施するとともに、保護者等による学校関係者評価について、できる限りすべての学校において実施されることを目指し、各学校・教育委員会の取組を促す。また、それらの評価結果の公表などの積極的な情報公開を促すとともに、評価結果について設置者に報告し、その結果に基づき教員及び各教科の授業改善をはじめとする学校運営の改善を図るよう各学校・教育委員会の取組を促す。教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行う際には、匿名性の担保に配慮するよう促す。専門的・客観的な視点からの第三者評価について更に検討を深め、その仕組みの確立に向けて取り組む。

◇ 家庭・地域と一体になった学校の活性化（再掲）

基本的方向 4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

◇ 放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり（再掲）

コミュニティ・スクール、学校支援地域本部、 放課後子ども教室について

コミュニティ・スクール

【概要】地域住民が学校運営協議会を構成し、学校長が作成する学校運営の基本方針の承認や教育活動に関する教育委員会への意見提出などにより、学校運営に参画することを通じて、地域と一体になった学校づくりを推進。

【平成22年度
実施状況】

	全国合計	東北3県 (岩手、宮城、福島)
市町村数	82	3
指定数	629	8

学校支援地域本部

【概要】地域住民等の参画により、授業等の学習補助、教職員の補助、学校行事支援、学校環境整備などの学校の教育活動支援を通じて、地域全体で子どもたちの学びを支える仕組みづくりを促進。

【平成22年度
実施状況】

	全国合計	東北3県 (岩手、宮城、福島)
市町村数	1,005	51
本部数 (実施学校数)	2,540 (小・中8,557校)	81 (小・中255校)

放課後子ども教室

【概要】放課後や週末等に、全ての子どもを対象として、学校の余裕教室等を活用して安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の協力を得て、様々な体験・交流活動等の機会を提供。

【平成22年度
実施状況】

	全国合計	東北3県 (岩手、宮城、福島)
市町村数	1,065	80
実施箇所数	9,280	442

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について

※図中の数値は、H23.4.1現在

●コミュニティ・スクールとは

- ・コミュニティ・スクールに指定された学校には「学校運営協議会」が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりします。

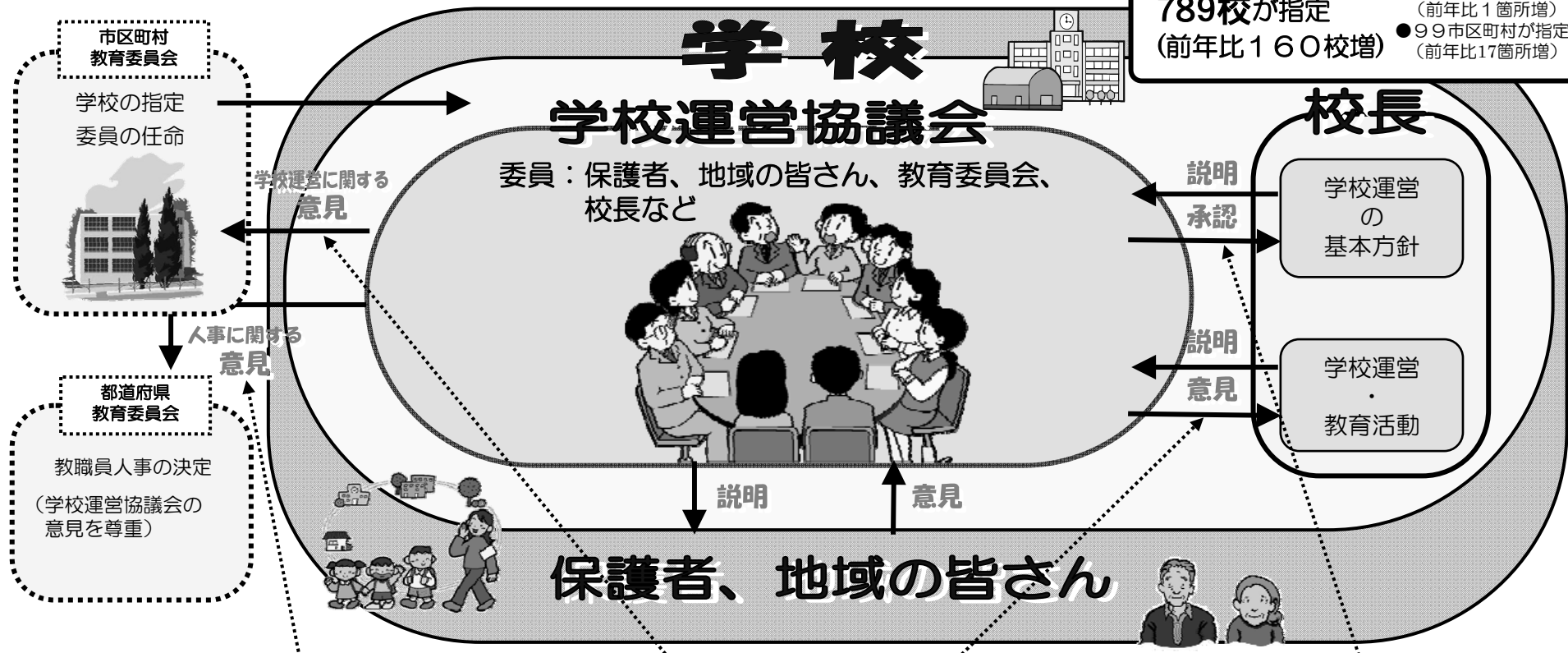


地域とともにある
学校の実現

※「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により導入。平成16年9月9日より施行。

H23.4.1現在
789校が指定
(前年比160校増)

- 32都府県で実施
(前年比1箇所増)
- 99市区町村が指定
(前年比17箇所増)



学校運営協議会の
主な役割

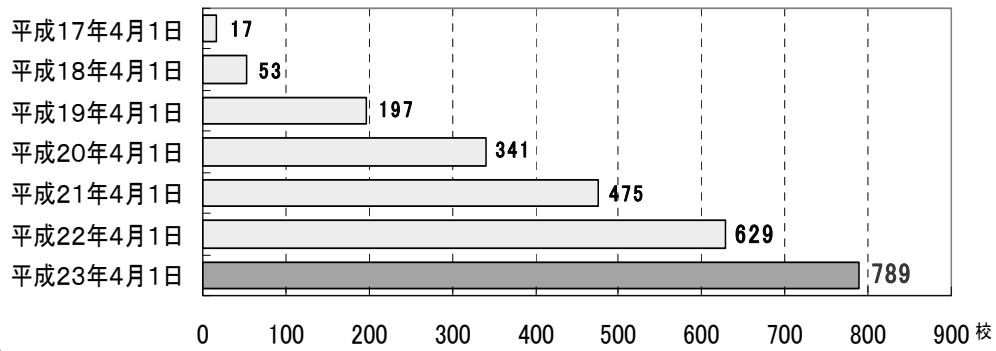
- 教職員の任用に関して教育委員会に意見が述べられます。
 - ・「若手の先生、体育が得意な先生が必要」、「A校長やB先生に次年度も残って欲しい」などの意見

- 学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べられます。
 - ・「挨拶の指導に力を入れて欲しい」、「地域に協力を求めて欲しい」、「学校にエアコンを入れて欲しい」、「学校予算を増やして欲しい」などの意見

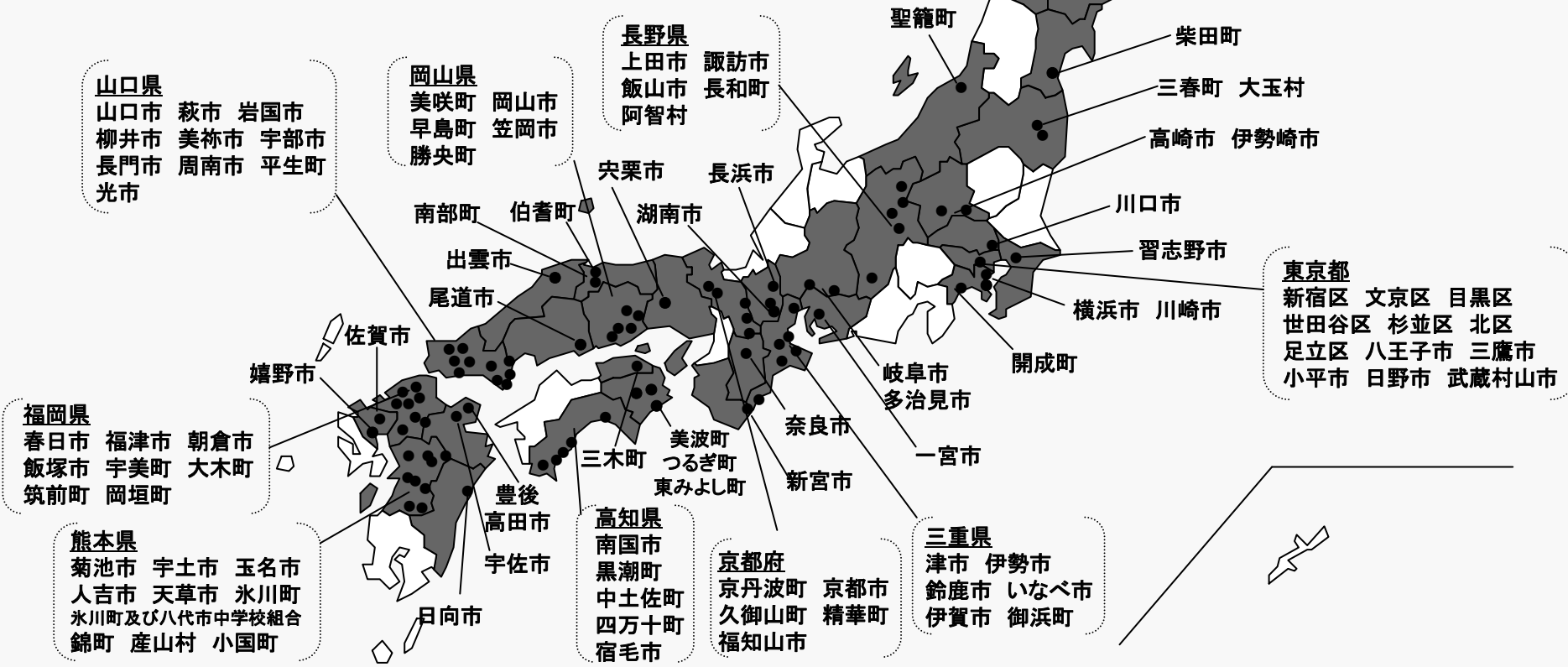
- 校長の作成する学校運営の基本方針を承認します。
 - ・校長と共に、保護者や地域住民等が責任をもって学校運営に参画すること、校長が作成する学校運営の基本的な方針に保護者や地域住民等の意向を反映させるために行うもの。

平成23年度 コミュニティ・スクールの指定状況

○コミュニティ・スクール 32都府県 789校 が指定
 (幼稚園42、小学校539、中学校199、高等学校4、特別支援学校5)



コミュニティ・スクール
指定校あり



コミュニティ・スクールの取組

- 全国のコミュニティ・スクールでは、学校が抱える様々な課題を解決するために、この制度を活用して、地域と連携した学校づくりに積極的に取り組んでいます。
- 文部科学省では、コミュニティ・スクールの取組の促進に向けて、制度の普及啓発や制度運用の方策等の研究・開発、指定校の実践についての情報発信などの施策を推進しています。

成果例

- 地域全体で子どもを守り育てようとする意識が高まり、多くの保護者や地域住民が先生役や見守り役として学校に協力。
- 保護者の「学校への苦情」が「意見や提案、相談、協力」へと変化。
- 学校の課題に対して、自治会等による主体的な支援が拡大。
- 地域のお祭りづくりなどに参加する子どもが増え、地域が活性化。

課題例

- 協議会の協議が形式的なものにとどまり、委員の意見が十分反映されていない。
- 地域住民の参画に偏りがある。
- 継続的な取組を進めるための人材や経費がたりない。

文部科学省の取組 <平成23年度>

- 制度等普及説明会 <全国20地域>**
 - ・コミュニティ・スクールが1校もない地域の保護者、地域住民、学校関係者等を対象とした個別説明会を実施します。
 - コミュニティ・スクールの推進に係る調査研究事業 <全国68地域212校>**
 - ・これからコミュニティ・スクールを導入しようとする各学校の実情に応じた制度運用の方策等を教育委員会に委託して研究・開発を行います。
 - 地域とともにある学校づくり推進協議会 <全国6会場>**
 - ・専門家によるパネルディスカッションや実践発表等を通じて、コミュニティ・スクールの理解啓発を図ります。
 - 学校運営協議会委員研究協議会 <全国1会場>**
 - ・全国の学校運営協議会委員、教育委員会関係者を対象とした研究協議会を開催し、学校運営協議会の充実した運営に向けた取組を推進します。
- ◆平成23年度予算額：学校運営支援事業等の推進
約2億円の内数



文部科学省

文部科学省ホームページ<コミュニティ・スクールについて>をご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm

文部科学省HPトップ→教育→小学校、中学校、高等学校→コミュニティ・スクールについて

コミュニティ・スクールの主な事例

<滋賀県湖南市立岩根小学校>

○家庭、児童の抱える課題を地域ぐるみで支援する拠点としての学校づくり

- ・次代の自治の担い手の育成、「人と人が豊かにつながる地域」づくり



○地域と協働した教育活動の充実、地域の願いがこもった大規模校舎改築

- ・世代を超えた豊かなつながりの創出

○地域の組織代表者による支援委員会の設立

(ボランティア活動を経済的に応援)



<東京都三鷹市にしみたか学園>

○地域の専門性を生かした教育活動の充実

○地域と学校が課題を共有し、共に解決する体制の確立



○小・中一貫教育の充実（地域とともに9年間の成長を支える）

※「にしみたか学園」は、三鷹市立第二小学校、井口小学校、第二中学校の3校による小中一貫教育校



<岩手県岩泉町立小川中学校>

○中学校区での地域コミュニティづくり

- ・中山間地、65歳以上の高齢者が約42%の地区での取組



○ふるさとを大切にする生徒をはぐくむ地域との交流活動

○地域とともに教育目標・取組づくり

- ・「いわて型コミュニティ・スクール」から学校運営協議会設置校へ



<熊本県氷川町立竜北中学校>

○学校と地域とをつなぐ「新しいネットワーク」づくり

○「地域の子どもを、地域で守り育てる」教育環境の醸成



○他校種の教職員との情報交換の活発化による教育活動の充実



コミュニティ・スクールの在り方を考える「熟議」

○文部科学省では、コミュニティ・スクールのこれまでの成果と課題、今後の在り方について考えるため、平成22年度、コミュニティ・スクールを推進している教育委員会の教育長等による「熟議」を実施しました。

第1回熟議の結果概要

※平成22年10月12日(火)開催 32教育委員会が参加

課題

- ①学校運営や人事に関する意見を述べて学校運営へ参画する役割の発揮
- ②学校運営協議会における経費確保等、活動基盤の整備
- ③企業や大学との連携、幼稚園から高等学校までの校種間連携を踏まえた学校運営協議会の在り方の検討
- ④学校運営協議会の運営事務や、地域住民とのコミュニケーションなど、コミュニティ・スクールに係る業務等により生じる教員の負担感の軽減

解決策

- ①「熟議」の活用や、学識経験者等の協力を得て、学校運営協議会での議論を深めること、学校運営協議会委員の資質向上を図ること、教育活動を充実のため、教員評価や学校評価との関連を図ることなど。
- ②首長部局と総合的な取組を推進すること、コミュニティ・スクールの運営事務担当の教員の加配措置を行うこと、市町村独自にコーディネーターを雇用することなど。
- ③中学校区で1つの学校運営協議会の取組など多様な方法の検討、学校と地域が連携した取組への学校予算の配当、「熟議」の活用等による関係者の当事者意識の醸成など。
- ④教員のコミュニケーション能力を高め、地域住民等と円滑に連携すること、成功例(効果的な事例)の普及啓発等、教員公募の活用、学校運営協議会をコーディネートする人材と予算の確保など。

第2回熟議の結果概要

※平成23年2月18日(金) 53教育委員会が参加

課題

- ①熟議の進め方と在り方、委員構成の工夫、協議会委員以外の地域意見の反映、学校評価の活用など、学校運営協議会の実質化を図るための取組
- ②当事者の拡充(若い世代を含む地域住民の参画、大人の生涯学習の場)、地域特性に応じた工夫など、地域住民との協働・参画を増やすための取組
- ③コーディネーターの雇用など活動経費の確保、効果的な成功例の共有化、教員の負担感の軽減など、幅広く継続的な支援の確保のための取組
- ④関係部局間の連携による学校を核とした地域の活性化、町内会、企業、大学、他の校種との連携の在り方等、関係機関の連携拡充を図るための取組

解決策

- ①地域住民に対するコミュニティ・スクールの意義の発信、委員の公募制導入、学校運営協議会の活動場所の確保や評価の実施、分かりやすい成功事例集の作成や事例研修会の実施による委員の資質向上など。
- ②地域と学校の共有ビジョンの策定、学校の意識改革、学校や子どもについての情報発信、関係団体や首長部局と協働して幅広い世代の参画を促すことなど。
- ③自治体の経営戦略や教育振興計画への位置付け、地域総合型スポーツクラブやNPOとの連携による予算の確保など。
- ④フォーラム等の開催による関係者の意識向上、PTAや首長部局、企業等の関係者との協働によるプロジェクトの実施、青年会議所や商工会議所の若手の参画拡大など。

○「熟議」の結果を踏まえ、平成23年度の制度普及説明会、研究委託事業、推進協議会、学校運営協議会委員研究協議会等を実施し、コミュニティ・スクールについて普及・啓発

○「熟議」を契機に発足した「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」とも連携して、好事例等を情報発信

「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」について

1. 発足趣旨

コミュニティ・スクールを指定する教育委員会の教育長を中心に、『熟議』や情報交換等を通して、互いに連携・協力を深め、取り組みの一層の充実・発展を図ることを目的として発足。

2. 発足経緯

○平成22年10月12日

- ・コミュニティ・スクールを推進する教育委員会の教育長等による第1回コミュニティ・スクールの在り方を考える「熟議」開催。

※これを受け、コミュニティ・スクールを推進する者同士が直接意見交換することは、互いの連携を深め、今後の取組の一層の充実・発展を図るうえで有意義との認識から、三鷹市教育委員会の貝ノ瀬教育長と京都市教育委員会の高桑教育長が世話役となり、全国組織の立ち上げを準備。

○平成23年2月18日

- ・第2回コミュニティ・スクールの在り方を考える「熟議」の開催に併せて、「全国コミュニティ・スクール連絡協議会」を発足。

3. 連絡協議会の概要

<役員>

会長	貝ノ瀬 滋 氏	(東京都三鷹市教育委員会教育長)
副会長	高桑 三男 氏	(京都市教育委員会教育長)
会計監事	廣瀬 亀 氏	(熊本県氷川町教育委員会教育長)
	下川 克彦 氏	(岩手県岩泉町教育委員会教育長)
事務局	佐藤 晴雄 氏	(日本大学文理学部教授)

<会員> (平成23年3月17日現在)

○登録者数 59名

- ・市区町村教育委員会教育長58名

※うち、52教育委員会がコミュニティ・スクールを指定済。指定校数では511校。
都道府県では、23都府県。

- ・学識経験者1名(現段階では、事務局の佐藤教授のみ登録)

<活動内容について>

○コミュニティ・スクールの推進に関する熟議や情報交換、普及・啓発等の取組を推進。

※将来的に、校長や学校運営協議会委員、研究者等の会員も参加した幅広いネットワークの構築を目指す方針。